3　変更又は補充により選任又は選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。

4　新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法72条４項前段の規定による裁判所の決定に基づき、新役員がその権限を回復している期間に限り、同法66条２項の規定により、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第15章　少額債権等の弁済

更生会社が、会社更生法47条５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は、存在しない。

第16章　争いの落着しない権利

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人若しくは管財人の指定する代理人弁護士において和解又は訴訟を遂行し、和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととする。更生手続終結後は、会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。

第17章　その他の事項

会社更生法167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１ないし17（省略）

東京地方裁判所民事第８部

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

平成 23 年１月 20 日

分任契約担当者

独立行政法人科学技術振興機構

経理部長　菅谷　行宏

1　当該招請の主旨

本調達は、独立行政法人科学技術振興機構（以下、ＪＳＴと略す）の科学技術総合リンクセンター（以下Ｊ－ＧＬＯＢＡＬ）のＪ－ＧＬＯＢＡＬ本格版インタフェースを開発する上で使用するWebAPIを設計・開発するための作業である。本件においては、特定事業者等を契約の相手方とする手続きを行う予定としているが、特定事業者等以外の者で、応募要領の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者等との契約手続きに移行する。なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合に当たっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2　業務概要

⑴　業務名

Ｊ－ＧＬＯＢＡＬ全検索機能のＡＰＩ化における設計・開発一式

⑵　業務内容

Ｊ－ＧＬＯＢＡＬ全検索機能のＡＰＩ化における設計・開発

⑶　履行期間

契約締結日～平成23年９月30日（金）

3　業務内容

ＪＳＴの事業遂行上必要となるＪ－ＧＬＯＢＡＬの本格版を開発する上で使用するWebAPIを設計・開発するための作業である。

4　応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

②　当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑵　技術力に関する要件

①　受注者実績下記実績を持つこと

ⅰ　ソフトウェア実績

下記のソフトウェアの全てを組み合わせたシステムの構築実績があること。

・サーバＯＳ：ＲＨＥＬ５
・ＤＢＭＳ：PostgreSQL、TokyoTyrant、DataMapBase
・プログラム言語：php

ⅱ　開発規模・改修規模実績

Ｊ－ＧＬＯＢＡＬシステムと同等規模のシステムのWebAPIを開発及び改修した実績があること。

（参考）Ｊ－ＧＬＯＢＡＬシステムの規模

・バッチプログラム数：約25本
・オンラインプログラム数：約40画面
・データ件数：約38,500,000件

②　受注者体制

検査・品質保証を行う専門部署または専門部隊を有すること

③　従事作業者要件

受注者は該当業務の従事作業者として、以下のそれぞれについて記載条件を満たしたものを１名以上配置すること。

１）システムエンジニア

ⅰ　システムエンジニアとしての実務経験について、本システム規模の開発を行うのに十分な経験数および経験年数を有していること。

ⅱ　下記環境（全てを組み合わせた）開発業務経験について、本システム規模の開発を行うのに十分な経験数および経験年数を有していること。

・サーバＯＳ：ＲＨＥＬ５
・ＤＢＭＳ：PostgreSQL、TokyoTyrant、DataMapBase
・プログラム言語：php

２）プログラマ

phpを用いたシステムの開発業務経験について、本システム規模の開発を行うのに十分な経験数および経験年数を有していること。

３）管理者

本システム規模以上の開発に対するプロジェクトマネージメント経験を有した者がプロジェクト管理を行うこと。

④　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

⑶　守秘性に関する要件

①　守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な懲罰などについて社則などに明記していること。

②　業務上知り得た情報については、ＪＳＴの監督職員の許可を受けた場合またはＪＳＴが公開していることが明らかである場合を除いては、本業務以外の目的で使用してはならない。

5　手続き等

⑴　担当部署

〒332―0012 埼玉県川口市本町四丁目１番８号　川口センタービル14階　独立行政法人科学技術振興機構　経理部契約課　担当：山田　ＴＥＬ：048－226－5612　ＦＡＸ：048―226―5646

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

平成23年１月20日（木）15時00分から
平成23年２月９日（水）11時00分まで
上記５⑴の担当部署にて交付する。

⑶　公募説明会

開催しない

⑷　質問書提出期限

平成23年１月27日（木）17時00分まで

【提出場所】

上記５⑴に同じ。

⑸　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成23年２月９日（水）11時00分まで

【提出方法】

応募者は、４．応募要件を満たす資料を作成し、別紙「参加意思確認書」に添付し、提出すること。

提出資料の様式は任意とするが、応募者の組織の意志決定が確認できる書類とする。

【提出場所】

上記５⑴に同じ。

6　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

上記５⑴に同じ。

⑶　当該応募要件を満たすと認められる者がいる場合の、一般競争方式による入札及び開札の予定　別途通知する。

⑷　平成22・23・24年度の独立行政法人科学技術振興機構における競争参加資格又は国の競争参加資格において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有していない者も上記５⑸により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争による公告を行うこととなった場合には、当該公告で示す日時までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　その他詳細は説明書による。